

知事許可 漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬力 数	船舶の 総トン数	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数又は 漁業者の数	漁業を営む者 の資格	長崎県漁業 調整規則第 14条第1 項第1号に 規定する知事 が別に定める 継続の許可 対象の有無	長崎県漁業 調整規則第 14条第1 項第4号に 規定する知事 が別に定める 承継の許可 対象の有無	漁業法第58条で読替 えて準用する同法第42 条第1項に規定する許 可又は起業の認可を申 請すべき期間	長崎県漁業調整規則 第8条第2項に規定 する許可又は起業の認 可をするかどうかの判断 に関し必要と認める書 類	漁業法第58条で読替え て準用する同法第44条 第1項に規定する許可等 の条件
かご漁業	はえなわ式 うつぼかご 漁業（富 江地区）	共同漁業権五共第27号の区域	1月1日 から 12月31日 まで	定め なし	定め なし	3	長崎県 五島市に 住所を有 する漁業 者であるこ と。	対象とする	対象とする	令和6年4月30日 から 令和6年5月7日 まで	①申請理由書 ②申請者の住民票 の抄本 （法人にあっては、定 款及び登記簿抄 本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適 格性に関する申立書 ⑥漁業権者等の同 意書	1. 同時に使用する かごの数は100個を 超えてはならない。 2. 操業中漁具の 両端に水面1.5メー トル以上の高さの漁具 標識をつけなければ ならない。